

## 職場グループ及び職群班設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、会員の就業にあたり、公益社団法人日野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の設立目的及び基本理念のもと安全かつ適正な業務の遂行を図るため、職場グループ及び職群班を設置する。

(職場グループ設置要件)

第2条 職場グループは、次の各号に該当する職場について適用する。

- (1)センターが受注する公共事業、民間事業、独自事業等のうち、仕事が一定の継続性を有していること。
- (2)職場に複数の会員が就業していること。
- (3)職場グループは、別に定める。

(職場リーダー及びサブリーダー)

第3条 職場グループに職場リーダーを置く。

- 2 職場リーダーは、職場グループ会議において選出し、会長が委嘱する。
- 3 職場グループにリーダーの補佐役としてサブリーダーを置くことができる。その場合は、リーダーの指名による。
- 4 リーダーの任期は、職場グループにおいて定める。

(リーダーの任務)

第4条 リーダーの任務は、次のとおりとする。

- (1)「共働・共助」の理念のもと、常に発注者満足度の向上に努め、業務が円滑に遂行されるよう会員間の調整を行い、センター事業の信用維持に努めること。
- (2)就業に関する諸規程に基づき、職場グループを運営すること。
- (3)職場のマニュアルを作成し、適正運営に努めること。
- (4)契約書に基づく仕様書等により業務が正確に遂行されているか常に確認すること。
- (5)仕事の就業計画を作成すること。
- (6)会員の仕事に対する意見・要望などの調整及びセンターとの連絡調整を行うこと。
- (7)職場グループの安全確保に留意し、安全に対する注意喚起に努めること。
- (8)必要に応じて職場グループ会議等を開催すること。
- (9)後継者の育成に心がけること。
- (10)その他職場グループの運営に必要な事項を行うこと。

(統括リーダー)

第5条 削除

(統括リーダーの任務)

## 第6条 削除

(職群班設置要件)

第7条 職群班は、次の各号に該当する職種について適用する。

- (1)発注者が固定していない職種であること。
- (2)仕事は、受注の都度、職群班として引き受け、班員個々または集まりに対して仕事の割り振りができること。
- (3)共同作業の原則に基づき、受注契約の範囲内で仕事の方法、日程等について自主的に運営し、かつ自ら仕事量の拡大が図れること。

2 前記の要件にかかわらず、自主事業(会員が主体的に運営する事業のことをいう。)については、職群班を設置することができる。

(新設および廃止)

第8条 職群班は、別に定める。

2 職群班を新設または廃止しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(職群班長および副班長)

第9条 職群班に班長を置く。

2 班長は、班員の互選により選出し、会長が委嘱する。

3 班長の補佐役として副班長を置くことができる。その場合は、班長の指名による。

4 班長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度とする。ただし、再任は妨げない。

5 必要な場合は、同一職群班内に複数の班長を置くことができる。その場合は、班内に統括する班長を置くものとする。

(班長の任務)

第10条 職群班長の任務は、次のとおりとする。

- (1)「共働・共助」の理念のもと、発注者満足度の向上に努め班をリードすること。
- (2)センターと連絡を密にし、センターから仕事を割り当てられたときは、その内容を把握して班員に仕事の割り振りを行い、受注業務を円滑に実施し、センターの信用維持に努めること。
- (3)班員の就業状況を把握して、就業機会の公平化に努めること。
- (4)班員の仕事に対する意見・要望などの調整及びセンターとの連絡調整を行うこと。
- (5)班員の安全確保に留意し、安全に対する注意喚起に努

めること。

(6) 必要に応じて班会議等を開催すること。

(7) 後継者の育成に心がけること。

(8) その他班の運営に必要な事項を行うこと。

(会議等)

第11条 職場リーダー会議および職群班長会議は、必要の都度、会長が招集する。

2 職場グループおよび職群班の打ち合わせ会は、必要の都度、職場リーダー、職群班長が招集する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(要綱の改廃)

第13条 この要綱の改廃は、理事会で決定する。

附 則

1 平成9年4月1日施行の職群班設置要綱は廃止する。

2 この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

2 平成18年度は、第5条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までの任期とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日に施行し、平成26年4月1日から適用する。